

鯖江市教育委員会
鯖江市総合教育会議議事録

平成27年5月7日（木）

1 会議概要

- 日 時 平成27年5月7日(木) 午後 3時20分開会
午後 4時50分閉会
- 場 所 鯖江市役所4階第2委員会室
- 出席者
 - 牧野 市長 瀧波 委員長
 - 福岡 委員長職務代理者 二木 委員
 - 蓑輪 委員 辻川 教育長
- 欠席者
なし
- 事務局
 - 友永 事務部長 柴田 教育審議官
 - 早苗 文化の館副館長 福岡 教育総務課長
 - 矢部 生涯学習課長 浮山 文化課長兼まなべの館館長
 - 菊野 スポーツ課長
- 書記
 - 山田 教育総務課課長補佐 内山 教育総務課主事
- 議事日程
 - ① 開会の宣告 午後 3時20分開会
 - ② 協議
 - (1) 大綱の策定について
 - (2) 協議・調整事項について
 - (3) その他
 - ⑦ 閉会の宣告 午後 4時50分閉会

2 会議次第(発言概要)

1 開会

2 協議事項

(1)大綱の策定について

<市長より大綱についての所見>

常々教育を市政運営の大きな柱として捉えており、これまでも総合計画の策定あるいは進展、予算編成などを通じて教育委員会と情報の共有を図りながら、教育環境の整備あるいは子供たちの健全育成に当たってきた。

今般、地方公共団体が人口減少と経済の縮小という2つの大きな課題を克服して、

地方創生を成し遂げるという命題に直面している。国も地方創生に大きくかじを切ったが、人口減少社会の中で、特に人材の育成と確保が重要であるということを示している。

教育の振興に関する施策の大綱を策定するに当たり、まず教育を通じて、ふるさとの歴史、伝統、文化、産業、自然、環境等を知ることから始めて、ふるさと鯖江の将来を担う子供たちを地域でしっかりと育てること、またこれらを育む地域の力を養うこと、全ての世代の人たちがいつでもどこでも学びやスポーツの機会を得られること、そして若者たちがふるさとに住んで、ふるさと鯖江のまちづくりの主役となってもらえるような、魅力あるまちづくりをすることが最も大切なことだと考えている。

サブタイトルの「ふるさとに自信と誇りを持てる教育」の実現、実践は私の教育に対する基本的な思いでもある。もとより、この大綱は、市の第5次鯖江市総合計画の重点施策に掲げられている、郷土の誇りを未来につなぐまちづくり、若者が住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりの実現を図る教育の方向性を示すものである。

大綱の施策の基本指針として、1つ目にふるさとを学ぶ、2つ目に食育を基盤とし、確かな学力・豊かな心・たくましい体を育む、3つ目に家庭や地域の教育力を高める、4つ目に若者の活動を支援する、5つ目に文化資産を活かす、6つ目にいつでも・どこでも・だれでも・たのしく学ぶ、7つ目にいつでも・どこでも・だれでも・いつまでも気軽にスポーツを楽しむ、この7点を挙げさせていただいた。誰もがふるさと鯖江のことを知り、そしてそのことにより、ふるさと鯖江への愛着と誇りを持って、ふるさと鯖江に住む喜びを感じる市民主役のまちづくりを今後とも最重点に進めていきたいと考えている。

<事務局から大綱(案)について資料に基づき概要説明>

第5次鯖江市総合計画の教育における分野別の基本目標「豊かな心を育む文化の薫るまちづくり」の実現を図るため、「ふるさとに自信と誇りを持てる教育」を推進する。総合計画では、基本目標の下に6つの基本政策を掲げており、今回の大綱策定には、基本政策を踏まえつつ、横断的な重点施策である「鯖江ブランド」づくり、「人の増えるまち」づくりと、特に郷土の誇りを未来につなぐまちづくり、それから若者が住みたくなる、住み続けたくなるまちづくりの実現を図るための大綱案である。

本市の大綱の対象とする期間は、現在の第5次鯖江市総合計画の期間年限が平成28年度までであるので、整合性を図るため、平成27年度から平成28年度の2カ年としたい。

施策の基本指針では、「1 ふるさとを学ぶ」「2 食育を基盤とし、確かな学力・豊かな心・たくましい体を育む」「3 家庭や地域の教育力を高める」「4 若者の活動を支援する」「5 文化資産を活かす」「6 いつでも・どこでも・だれでも・たのしく学ぶ」「7 いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも気軽にスポー

ツを楽しむ」の7つの指針を設けている。

<教育委員>

学校教育現場にしても、幼児教育の充実にしても、長期的な展望に立った人づくり、人の育成ということの記載があっても良いのでは。人材の確保という点も、ぜひ心にとめておいていただきたい。

<事務局>

大綱の中で幼児教育については、3の中に入れさせていただいている。環境整備に努めるという部分に、安定した人的な環境整備も環境整備の中の1つの方法として含まれているというふうに理解していただきたい。

<教育委員>

ふるさとに自信と愛着を持ってもらわないといけないと強く感じる。鯖江市の人・産業・歴史をテーマにした冊子を製作し、それを各小中学校で勉強すれば、少しでも鯖江市に自信と愛着を持てるようになるのではないかと思う。

<事務局>

今年は、それぞれの小学校区または中学校区単位で、ふるさと教育の推進事業も教育計画の中に入れるように学校にはお願いしている。

<市長>

河和田への移住者25人全員がIターン、Jターンで、Uターンは1人もいない。ものづくりのすばらしさを地元の子供はいかに知らないということ。眼鏡のデザイン関係はほとんど県外の方が就職している。総合学習の中で、ふるさとに愛着を持ってもらうような学習をできればやってほしい。

<教育委員>

中学卒業でも自分で日本一、福井県一になるというような希望とか夢があったら、僕は教育というのはバラエティーに富んだ人材をつくれると思っている。ものづくりを核とした教育の推進がまさに今の学校教育に欠けているのではないか。ものづくりに希望を持たせる、夢を持たせる、そういう教育を進めるれば、人口も急激に減らない要因ではないか。

<教育委員>

ふるさと教育は、義務教育の間はできるが、高等学校の教育になると市外へ広範囲に飛び散ってしまったりするので、なかなか結びつかないと聞いた。その辺が市町の教育委員会としては力が及ばないという悩みがある。

<教育委員>

柳田邦男さんの講演で、今ふるさと創生はどうすればいいか、という質問で、とにかく子供たちが小さいときに、ふるさとの自然の良さに触れ合わせてしまうという教育、

ということを断言された。どこかでふるさとへ帰ろうという思いを持たせるためには、そういったことが大事なことかと思う。

<市長>

やはりこの地域に育った人を地域に残すというのが本来の目的。そのためのふるさと教育、あるいはものづくり教育というのが思いにある。

<教育委員>

4番の若者の活動を支援するが1行だけでなく、もっと具体的な方がいいのではないか。常に目に触れる、例えば下敷きとかを全校全員配布するなど、毎日の生活の中でもう少し工夫するというのも考えていくのも大事なのかと思う。

<市長>

J K課の若い人に、魅力ある職場をつくるのが大事ではないかと聞いたが賛同しない。鯖江の町がきれい、大人の人が挨拶してくれる、安全である、そういうことに鯖江を誇りに感じると言う。意外と、ふるさとのそういうことによって、親元へ残ろうかと考えるのではないかと感じた。

<教育委員>

2番の「食育を基盤とし、確かな学力・豊かな心、たくましい体を育む」の最初に記載のある「IT機器を積極的に活用した学習指導方法の工夫や改善を図ります。」というのは、各学校がやることで、ここへ書くには入り込み過ぎている。大綱としての書き方をお願いしたい。IT技術も大事だが、やはり情報モラル等が中心になるかと思い、その表現を考えていただきたい。

<事務局>

1行目の「IT機器を積極的に活用して学習指導方法の工夫や改善を図ります。」という部分を削除し、「学校におけるITの活用・普及を推進します。」と、「併せて児童生徒に対してモラル教育も進めていきます」という内容に修正する。

<教育委員>

1番の「ふるさとを学ぶ」の一番下の体験教育等の体験教育というのは、主に何を指しているのか。

<教育委員>

これは、社会力を育てるということに主眼を置いている。知力・学力・体力、プラス社会力ということで、地域や集団での活動を通して、子供たちが社会性を養っていくということ。だから、ここでいう体験というのは幅広いものになる。

<市長>

社会力を強調したいなら、3番の「家庭や地域の教育力を高める」へ入れてもいいのではないか。

<事務局>

1番と3番を調整して、社会力を3番に移動し、子供を育成していくという内容に修正する。

<市長>

そういうことで、大綱を決定させていただきたい。

(異議なしの声)

(2)協議・調整事項について

平成27年度総合教育会議の協議テーマ

事務局から資料に基づき、今年度の総合教育会議の協議テーマ(案)を説明。

1. ものづくりを核としたふるさと教育の推進
2. 家庭と地域の教育力の向上
3. 学校におけるITの活用・普及

<市長>

協議テーマの2番「家庭と地域の教育力の向上」について、大綱の基本指針3番の「家庭や地域の教育力を高める」に社会力を追加するならば、協議テーマの方も追記したらどうか。

<事務局>

協議テーマの2番は、家庭と地域が子供さんを育てていくということで、大綱での社会力は、子供たちが社会の力をつけていくということで主体が違う。

<教育委員>

教育力及び社会力の向上として、その中でどれを取り上げて構わないということでよいのでは。

<教育委員>

あとは、4番目として幼児教育関連を入れるかどうか。

<教育委員>

3番は小中学校になるので、幼児教育は抜かしてはいけないのかもしれない。

<事務局>

協議テーマについては、「1 ものづくりを核としたふるさと教育の推進」、「2 家庭と地域の教育力及び社会力の向上」、「3 学校におけるITの活用・普及」、「4 幼児教育の充実」等について、次回から協議をしていただきたい。

(2)協議・調整事項について

いじめ問題の対応について

<事務局から資料に基づき、いじめ問題の対応について説明>

平成25年、いじめ防止対策推進法が公布された。その法令に基づくと、学校はいじめ対策委員会というのを設置しなければならないということになった。そして、具体的ないじめが発見された場合は、いじめ対応サポート班をつくり、学校の中で解消に当たるということをしている。そういった報告を市教委に設置している、いじめ防止対策連絡協議会が受ける。鯖江市では昨年設置した。

協議会の事項としては、平時は、いじめ防止に対する対策を考えたり、早期発見のための指導方法・早期解決に向けた取り組みをしたりで、11名の方を委嘱し、それぞれ専門の立場から未然防止とか対応について検討していただいている。

ただ、この中で重大な事態が発生したような場合には、総合教育会議で報告することが法令上義務づけられている。必要ならば、総合教育会議で再調査を決めて学校現場へおろすことになる。いじめ防止対策連絡協議会も並行して立ち上げ、同時に対応し、連携しながら報告をする。重大ないじめが起きた場合は、緊急に招集する可能性がある。

<事務局>

総合教育会議の役割の1つに、大きな目的として「児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等に講ずべき措置に関する協議」ということがあり、いじめ等も大きな事案になるため、いじめ防止対策連絡協議会に上がってきた事案については、総合教育会議の中で取り上げるというルールでお願いしたい。

<市長>

今の説明でよろしいか。

(異議なしの声)

(3)その他

次期開催は10月か11月を予定。協議テーマ4項目について協議

3 閉会